

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成21年12月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第78号**

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則  
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表2（第3条、第4条関係）					別表2（第3条、第4条関係）				
出先機関共通決裁事項					出先機関共通決裁事項				
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等				所長等	課長等
1	略				1	略			
2 服務関係事 務	(1)～(6) 略				2 服務関係事 務	(1)～(6) 略			
	(7) 所長等及び所属の職員の週休日の振替 又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う こと。	略				(7) 所長等及び所属の職員の週休日の振替 又は半日勤務時間の割振り変更を行うこと。	略		
	(8)・(9) 略					(8)・(9) 略			
	備考 略					備考 略			
3～7	略				3～7	略			

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。